

令和3年3月17日

告示

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 2 条、第 5 条及び J B C 制裁規定第 2 条 2 項 5 号に基づき、高砂ボクシングジム（以下「高砂ジム」という）クラブオーナーである山下忠則（ライセンスNo.17981）氏を令和 3 年 3 月 2 日より無期限のライセンス停止処分とする。

理由： 高砂ジム山下忠則クラブオーナーは、自身の経営するボクシングジムに所属する女性選手の自宅に無断で侵入し、I C レコーダーを設置して盗聴を図るなど、住居侵入の疑いで令和 3 年 3 月 2 日逮捕された。

このことはプロボクシング界の権威と信用を棄損する行為であり、クラブオーナーの品位を著しく貶めるものである。

よって当財団は高砂ジムクラブオーナーである山下忠則氏を、令和 3 年 3 月 2 日より無期限のライセンス停止処分とする。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション